

享保十四年（一七二九年）八月 資料六〇号
涅槃図修理願い

解説 東福寺の画僧明兆の涅槃図の修理を判に願い出た文書。この絵像は畳一枚以上におよぶ大きなもので、現在宝物庫に保管されている。作者京都東福寺兆殿司とは明兆（文和元年～永享三年 一三五二～一四三一年）のこと。東福寺で殿司を勤めたので兆殿司といわれた。人物、山水を描き、五百羅漢図四五幅など、その代表作は現在重要文化財に指定されている。

江戸時代にはこの像を毎年二月十五日の法会の際、本堂に懸けて参詣の人に開帳していたため、痛みが出て表具裏打ちを奉行所に願い出たものである。

この願いは聞き届けられて、一カ月後、銀貳百五拾目を大和初瀬の表具師に手渡した時の受取が資料六一号にある。

原文

奉願口上覚

一笠置山宝物之内、涅槃像之儀は京都東福寺兆殿司真筆之由申伝候

故、随分大事ニ仕置申候、然ルニ此絵像、従古

来、毎年二月十五日、当山会式ニ而御座候

（虫食いにて判読不能）諸人参詣仕候、依之、右之

絵像本堂ニ安懸仕、一日為致拝申候、近

年餘程修覆趣申候ニ付、致繕申度奉

存候処、御願申上候、此度表具裏打等之

入用、為積申候処、三通ニ書付出申候、

則注文入御覽申之、如何様共、宜被為

仰付、繕被為成被下候、難有可奉

存候、已上

笠置山寺中

享保十四酉年（一七二九年）八月

御加判御奉行様

